

議員提出議案第2号

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 2 日

柏市議会議長 助 川 忠 弘 様

提出者 末 永 康 文

〃 平 野 光 一

〃 松 本 寛 道

〃 渡 部 和 子

賛成者 内 田 博 紀

〃 上 橋 泉

〃 北 村 和 之

〃 日 下 みや子

〃 佐 藤 浩

賛成者 鈴木 清 丞

〃 林 紗絵子

〃 武 藤 美津江

〃 矢 澤 英 雄

〃 山 下 洋 輔

提案理由

子どもの国民健康保険料を軽減することにより，子どもの保健の向上及び子育て支援に資するため，この条例を提案する。

柏市条例第 号

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例

柏市国民健康保険条例（昭和63年柏市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額の特例）

第10条 当分の間、賦課期日の前日において満18歳未満の被保険者（納付義務者及びその配偶者を除く。）に係る第11条及び第19条の2の2の被保険者均等割額は、第14条第1項第2号及び第19条の2の4第1項第2号の規定にかかわらず、これらの規定による保険料率に10分の5を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の柏市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。